

訪問介護センター あたたかい手 指定訪問介護
指定介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社あたたかい手が開設する訪問介護センターあたたかい手(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)(以下「指定訪問介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態等にある利用者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(事業運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 3 指定介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護センター あたたかい手
- (2) 所在地 埼玉県深谷市今泉 593 番地 3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上

事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導
訪問介護計画(個別サービス計画)の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 2.5人以上

指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、1月1日から1月3日まで、8月14日から8月15日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合
証に記載の割合に応じた額とする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村長が定める基準
によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に
記載された割合の額とする。

3 第8条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その
実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地
点から1キロメートル当たり15円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した
上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 キャンセル料

指定訪問介護等の利用中止について、下記表に示す、開始時間までに連絡が無かった場合、キャンセ
ルを徴収する。但し、体調や、容態の急変等、緊急止むを得ない事情がある場合は不要とする。

(第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)は除く)

御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の50%の額
御利用の直前、又は派遣されてからのキャンセルの場合	当該基本料金の100%の額

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、熊谷市、本庄市、深谷市、寄居町、美里町、上里町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社あたたかい手代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月8日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月15日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。